

山梨県公報

号外第二十九号

平成十六年

六月二十四日

木 曜 日

目 次

身延町の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例	二
笛吹市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例	四
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	五
山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	六
山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	六
山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例	七
山梨県風致地区条例の一部を改正する条例	七
山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例	七
山梨県警察組織条例の一部を改正する条例	七
山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例	七

条例のあらまし

- 1 身延町の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例(条例第三十三号)(市町村課)
 - (一) 西八代郡下部町、南巨摩郡中富町及び同郡身延町を廃し、その区域をもって身延町を設置すること及び同町の属すべき郡の区域を南巨摩郡の区域とすることに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備等を行うこととした。
 - (一) 山梨県警察組織条例
 - (二) 山梨県立学校設置条例
 - (三) 山梨県行政機関等の設置に関する条例
 - (四) 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例
 - (五) 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例
 - (六) 山梨県の事務処理の特例に関する条例
 - 2 この条例は、平成十六年九月十三日から施行することとした。
- 笛吹市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例(条例第三十四号)(市町村課)

- 1 東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村及び東山梨郡春日居町を廃し、その区域をもって笛吹市を設置することに伴い、次に掲げる関係条例について規定の整備等を行うこととした。
 - (一) 山梨県立学校設置条例
 - (二) 山梨県公営企業の設置等に関する条例
 - (三) 山梨県総合教育センター設置条例
 - (四) 山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例
 - (五) 山梨県立射撃場設置及び管理条例
 - (六) 山梨県行政機関等の設置に関する条例
 - (七) 山梨県流域下水道の設置に関する条例
 - (八) 山梨県の事務処理の特例に関する条例
 - (九) 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例

- 2 この条例は、平成十六年十月十二日から施行することとした。
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第三十五号)(財政課)
- 1 次の表の上欄に掲げる別表第一の手数料について同表の中欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる金額に改めることとした。

一級建築士又は木造建築士の試験手数料	一万三千九百円	一万五千百円
砂利採取計画認可申請手数料(河川管理者の行うものに限る。)	三万七千円	三万七千七百円

- 2 次の表の上欄に掲げる別表第二の手数料について同表の中欄に掲げる金額を同表の下欄に掲げる金額に改めることとした。

砂利採取計画認可申請手数料(河川管理者の行うものを除く。)	三万七千円	三万七千七百円
-------------------------------	-------	---------

- 3 建設業法による仲裁手数料の一部を納付したものとみなす場合についての規定並びに建設業法によるあつせん、調停及び仲裁手数料の還付についての規定を設けることとした。

- 4 その他規定の整備を行うこととした。

- 5 この条例は、平成十六年七月一日から施行することとした。

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例

第三十六号() (税務課)

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十七年一月一日から施行することとした。

山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三十七号) (税務課)

- 1 指定地区内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる工業等の用に供する設備を新設し、又は増設する期限を平成十六年三月三十一日から平成十八年三月三十一日に改めることとした。
- 2 条例が引用している法律名及び条項について規定の整備を行うこととした。
- 3 その他規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については、平成十七年一月一日から施行することとした。

山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第三十八号) (医務課)

- 1 修学資金の返還の免除等の対象となる施設について、次の表の上欄に掲げる施設を同表の下欄に掲げる施設に改めることとした。

児童福祉法第二十七条第二項の規定により指定された国立療養所	児童福祉法第二十七条第二項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療施設
心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する福祉施設	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第一号に規定する施設

- 2 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び公立大学法人を貸与額に関する国又は地方公共団体の区分に追加することとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用することとした。

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例 (条例第三十九号) (建築指導課)

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の施行等に伴い、風致地区内における建築物の新築等の許可を受けることを要しない次の表の上欄に掲げる団体を同表の下欄に掲げる団体に改めることとした。

地域振興整備公団	独立行政法人中小企業基盤整備機構
中小企業総合事業団	

- 2 その他規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成十六年七月一日から施行することとした。

山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (条例第四十号) (建築指導課)

- 1 西八代郡下部町、南巨摩郡中富町及び同郡身延町を廃し、その区域をもって身延町を設置すること等にかんがみ、許可を要する地域について次の改正を行うこととした。
 - (一) 合併後の身延町を広告物等の表示又は、設置の許可を要する地域とすることとした。
 - (二) 笛吹市の設置に伴う規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成十六年九月十三日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成十六年十月十二日から施行することとした。

- 1 山梨県警察組織条例の一部を改正する条例 (条例第四十一号) (警察本部警務課)
- 1 警察法施行令に基づき、警察署の名称を「山梨県石和警察署」から「山梨県笛吹警察署」に改めることとした。
- 2 1の改正に伴い、山梨県警察署協議会条例について規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成十六年十月十二日から施行することとした。

山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例 (条例第四十二号) (議会)

- 1 市町村の合併の特例に関する法律に基づき、市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における山梨県議会の議員の選挙区について、当該合併の日から平成十五年四月十三日に行われた一般選挙により選挙された山梨県議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとする特例を定めることとした。
- 2 この条例は、平成十六年九月一日から施行することとした。

条 例

身延町の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。
平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十三号

身延町の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例

(山梨県警察組織条例の一部改正)

第一条 山梨県警察組織条例 (昭和三十七年山梨県条例第五号) の一部を次のように改正する。

「 一 南巨摩郡のうち

別表山梨県鮎沢警察署の項中

鮎沢町（駅前通り一丁目及び二丁目を除く。）、増穂町、中富町、早川町及び身延町のうち四二七番地の

を

南巨摩郡のうち

鮎沢町（駅前通り一丁目及び駅前通り二丁目を除く。）、増穂町、早川町並びに身延町のうち西島、下田原、宮木、日向南沢、矢細工、古長谷、江尻窪、福原、梨子、遅沢、中山、八日市場、伊沼、飯富、平須、久成、大塩、切石、寺沢、手打沢、夜子沢及び身延（四二七番地の一に限る。）

に改め、同表山梨県南部警察署の項中

南巨摩郡のうち

南巨摩郡のうち
身延町（四二七番地の一を除く。）及び南部町

を

身延町のうち栗倉、下山、身延（二七番地の一を除く。）、梅平、波木井、大野、小田船原、門野、城、相又、清子、光子沢、横根中上八木沢、下八木沢、帯金、大笠椿草里、丸滝、角打、大崩、和田樋之上及び大島並びに南部町

西八代郡のうち

に改め、同表山梨県市川警察署の項中

市川大門町、六郷町、下部町（雨岳山頂、仏峠、中之倉トンネル及本栖湖北側の上九一色村最西端の点を尾根伝いに結んだ線以東の区域）以下「本栖湖区域」という。）を除く。）、三珠町及び上九一色村精進、本栖及び富士ヶ嶺を除く。

南巨摩郡鮎沢町のうち
駅前通り二丁目及び二丁目の区域

を域地びけ

を

西八代郡のうち
市川大門町、六郷町、三珠町及び上九一色村（精進、本栖及び富士ヶ嶺を除く。）

南巨摩郡のうち

鮎沢町のうち駅前通り一丁目及び駅前通り二丁目並びに身延町（雨ヶ岳山頂、仏峠、中之倉トンネル及び本栖湖北側の上九一色村最西端の地点を尾根伝いに結んだ線以東の区域）以下「本栖湖区域」という。）を除く。）、のうち、三沢、車田、切房木、道、水船、芝草、樋田、熊沢、久保、嶺、山家、大山、上田原、一色、古閑、釜額、中之倉、瀬戸、根子、大磯小磯、丸畑、折門、八坂、清沢、大炊平、岩欠、杉山、市之瀬、北川、常葉、下部、湯之奥、上之平、波高島、川向及び桃ヶ窪

に改め、同表山梨県富士吉田

警察署の項中

下部町のうち本栖湖区域並びに上九一色村のうち精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域

を

上九一色村のうち
富士ヶ嶺
南巨摩郡のうち
身延町（本栖湖

ち精進、本栖及び富士ヶ嶺

に改める。

区域に限る。）

（山梨県立学校設置条例の一部改正）

第二条 山梨県立学校設置条例（昭和三十九年山梨県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「山梨県西八代郡下部町」を「山梨県南巨摩郡身延町」に改める。

（山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正）

第三条 山梨県行政機関等の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項の表山梨県峡南地域振興局の項中「並びに下部町中之倉トンネル以東の地域」を削り、「南巨摩郡」の下に「(身延町中之倉トンネル以東の区域を除く。）」を加え、同表山梨県富士北麓・東部地域振興局の項中「及び下部町」を、「南巨摩郡のうち身延町」に、「地域に」を、「区域に」に、「並びに」を、「及び」に改め、同条第九項の表市川建設部の項中「並びに下部町中之倉トンネル以東の地域」を削り、「、 鵜沢町及び中富町」を、「及び鵜沢町」に改め、同表身延建設部の項中「、 鵜沢町及び中富町」を、「及び鵜沢町並びに身延町中之倉トンネル以東の区域」に改め、同条第十一項の表都留建設部の項中「下部町」を、「南巨摩郡のうち身延町」に、「地域に」を、「区域に」に改める。

附則に次の一項を加える。

10 平成十六年九月十三日から平成十七年三月三十一日までの間における市川建設部、身延建設部、山梨県東部家畜保健衛生所、山梨県西部家畜保健衛生所、山梨県西八代農業改良普及センター及び山梨県南巨摩農業改良普及センターの所管区域については、第二条第九項、第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、第二条第九項の表市川建設部の項中「及び鵜沢町」とあるのは、「鵜沢町及び身延町(中之倉トンネル以東の区域及び平成十六年九月十二日における身延町の区域を除く。）」と、同表身延建設部の項中「身延町中之倉トンネル以東の区域」とあるのは「身延町(平成十六年九月十二日における中富町の区域及び平成十六年九月十二日における下部町(以下「旧下部町」という。))の区域に限る。）」と、第十一条の表山梨県東部家畜保健衛生所の項中「西八代郡」とあるのは「西八代郡、南巨摩郡(身延町のうち旧下部町の区域に限る。）」と、同表山梨県西部家畜保健衛生所の項中「南巨摩郡」とあるのは「南巨摩郡(身延町のうち旧下部町の区域を除く。）」と、第十三条の表山梨県西八代農業改良普及センターの項中「西八代郡」とあるのは「西八代郡及び南巨摩郡(身延町のうち旧下部町の区域に限る。）」と、同表山梨県南巨摩農業改良普及センターの項中「南巨摩郡」とあるのは「南巨摩郡(身延町のうち旧下部町の区域を除く。）」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部改正)

第四条 山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例(昭和六十二年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「南巨摩郡中富町」を「南巨摩郡身延町」に改める。

第十一条第一項中「中富町」を「身延町」に改める。

(山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「下部町」を「身延町」に改める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第六条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第二十八の二項中「下部町」を「身延町」に改める。

附則

この条例は、平成十六年九月十三日から施行する。

笛吹市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十四号

笛吹市の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例

(山梨県立学校設置条例の一部改正)

第一条 山梨県立学校設置条例(昭和三十九年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「山梨県東八代郡石和町」を「山梨県笛吹市」に改める。

(山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表中「東八代郡石和町及び東山梨郡春日居町並びに」を「笛吹市(平成十六年十月十一日における石和町及び春日居町の区域に限る。))及び」に改める。

(山梨県総合教育センター設置条例の一部改正)

第三条 山梨県総合教育センター設置条例(昭和四十六年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「東八代郡御坂町」を「笛吹市」に改める。

(山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第四条 山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「東八代郡石和町」を「笛吹市」に改める。

(山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部改正)

第五条 山梨県立射撃場設置及び管理条例(昭和五十九年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

「位 置 「位 置

第二条中 葦崎市 を葦崎市 に改める。

東八代郡八代町「 笛吹市」

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

第六条 山梨県行政機関等の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表山梨県峡東地域振興局の項及び同条第五項の表山梨県峡東地域振興局の項中「及び山梨市」を、「山梨市及び笛吹市」に改め、同条第八項の表健康福祉部の項及び農務部の項中「東八代郡石和町」を「笛吹市」に改め、同表石和建設部の項中「東八代郡石和町」を「笛吹市」に改め、「のうち東八代郡」の下に「及び笛吹市」を加える。

第四条第四項の表中「東八代郡石和町」を「笛吹市」に改める。

第六条の表中「及び甲斐市」を、「甲斐市及び笛吹市」に改める。

第八条の表山梨県石和保健所の項を次のように改める。

山梨県石和保健所	笛吹市	東八代郡及び笛吹市
----------	-----	-----------

第九条第二項の表中「東八代郡石和町」を「笛吹市」に改める。

第十一条の表山梨県東部家畜保健衛生所の項中「東八代郡石和町」を「笛吹市」に、「及び大月市」を、「大月市及び笛吹市」に改める。

第十三条の表山梨県東八代農業改良普及センターの項を次のように改める。

山梨県東八代農業改良普及センター	笛吹市	東八代郡及び笛吹市
------------------	-----	-----------

附則に次の一項を加える。

11 平成十六年十月十二日から平成十七年三月三十一日までの間における地域振興局、保健所及び地域農業改良普及センターの所管区域については、第二条第八項、第八条及び第十三条の規定にかかわらず、第二条第八項、第八条及び第十三条中「及び山梨市」とあるのは、「山梨市及び笛吹市(旧春日居町の区域に限る。)」と、「及び笛吹市」とあるのは「及び笛吹市(旧春日居町の区域を除く。)」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(山梨県流域下水道の設置に関する条例の一部改正)

第七条 山梨県流域下水道の設置に関する条例(昭和六十一年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表峡東流域下水道の項中「春日居町」を「笛吹市」に、「勝沼町 石和町

御坂町 一宮町 八代町 境川村」を「勝沼町」に改める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第八条 山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第二十五項中「、石和町」を削る。

(山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例の一部改正)

第九条 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例(平成十五年山梨県条例第六号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「春日居町 勝沼町 石和町 御坂町 一宮町 八代町 境川村」を「笛吹市 勝沼町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年十月十二日から施行する。

(北杜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

2 北杜市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例(平成十五年山梨県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第七条のうち、山梨県行政機関等の設置に関する条例第六条の表山梨県中央児童相談所の項の改正規定中「及び甲斐市」を、「甲斐市及び北杜市」に改めるを、「南アルプス市」の下に、「北杜市」を加えるに改める。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県条例第三十五号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。第五条に次のただし書を加える。

ただし、別表第四の上欄に掲げる手数料について、同表の中欄に定める事由が生じた場合は、それぞれ同表の下欄に定める額を還付する。

別表第一の二十の項中「一万三千九百円」を、「一万五千円」に改め、同表の四十八の項中「三万七千円」を、「三万七千七百円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 十七の項に規定する建設業法による仲裁手数料について、あっせん又は調停の申請人が建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第十七条後段の規

定による通知を受けた日から二週間以内に当該あつせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合にあっては、当該あつせん又は調停について納付した建設業法によるあつせん手数料又は建設業法による調停手数料の額に相当する額は、納付したものとみなす。

別表第二の百十一の項中、「第三十一条の第二項第十二号八」を、「第三十一条の第二項第十三号八」に、「第六十二条の第四項第十二号八」を、「第六十二条の第四項第十三号八」に改め、同表の百十二の項中、「第三十一条の第二項第十三号二」を、「第三十一条の第二項第十四号二」に、「第六十二条の第四項第十三号二」を、「第六十二条の第四項第十四号二」に改め、同表の百十五の項中、「第二十条の第二項第九項又は第三十八条の第四十九項」を、「第二十条の第二項第十項又は第三十八条の第四十九項」に改め、同表の百三十六の項中、「三万七千円」を、「三万七千七百円」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。
別表第四（第五条関係）

手 数 料	事 由	金 額
一 別表第一の十五の項に規定する建設業法によるあつせん手数料	最初にすべきあつせんの期日の終了前における取下げ	納付した手数料の額の二分の一に相当する額
二 別表第一の十六の項に規定する建設業法による調停手数料	最初にすべき調停の期日の終了前における取下げ	納付した手数料の額の二分の一に相当する額
三 別表第一の十七の項に規定する建設業法による仲裁手数料	口頭審理を経ない仲裁手続の終了決定又は最初にすべき口頭審理の期日の終了前における取下げ	納付した手数料の額（別表第一の備考の規定により納付したものとみなされた額を除く。）の二分の一に相当する額

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十六号

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和四十五年山梨県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号」を、「第十二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十七号

山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
例
山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（昭和四十七年山梨県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「租税特別措置法」を、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）（附則第二十五条第五項又は第四十条第八項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法）」に、「平成十六年三月三十一日」を、「平成十八年三月三十一日」に、「定められる」を、「定める」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定（「租税特別措置法」を、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）（附則第二十五条第五項又は第四十条第八項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法）」に改める部分に限る。）は、平成十七年一月一日から施行する。

（適用）

2 この条例（第二条の改正規定中、「平成十六年三月三十一日」を、「平成十八年三月三十一日」に改める部分に限る。）による改正後の山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十八号

山梨県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十七年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「国」の下に、「独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）を、「地方公共団体」の下に、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。」を加え、「公立養成施設」を、「この条において「公立養成施設等」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「公立養成施設」を「公立養成施設等」に改める。

第六条第一項第一号イ(4)中「国立療養所」を「独立行政法人国立病院機構の設置する医療施設」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）（第十一条第一号に規定する施設

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日（次項において「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県看護職員修学資金貸与条例（以下この項において「新条例」という。）の規定の適用については、適用日前にこの条例による改正前の山梨県看護職員修学資金貸与条例第六條第一項第一号イ(4)に掲げる施設において業務に従事した期間は、新条例第六條第一項第一号イ(4)に掲げる施設において業務に従事した期間とみなす。

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十九号

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例

山梨県風致地区条例（昭和四十五年山梨県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「等」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構
第二条第三項第九号を削る。

附 則

この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十号

山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一東山梨郡の項中「春日居町 勝沼町」を「勝沼町」に改め、同表東八代郡の項中「石和町 御坂町 一宮町 八代町 中道町」を「中道町」に改め、同表西八代郡の項中「市川大門町 下部町」を「市川大門町」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年九月十三日から施行する。ただし、別表第一東山梨郡の項及び東八代郡の項の改正規定は、同年十月十二日から施行する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十一号

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。
別表山梨県石和警察署の項中「山梨県石和警察署」を「山梨県笛吹警察署」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年十月十二日から施行する。

（山梨県警察署協議会条例の一部改正）

2 山梨県警察署協議会条例（平成十三年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「山梨県石和警察署協議会」を「山梨県笛吹警察署協議会」に改める。

山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第四十二号

山梨県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年九月一日以降に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における山梨県議会の議員の選挙区は、当該合併の日から平成十五年四月十三日に行われた一般選挙により選挙された山梨県議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年九月一日から施行する。